

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

〃

〃

長寿社会課

〃

水産課

〃

建築指導課

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスおもてなし

2 所在地

岡山県玉野市宇野一丁目一五番三二号一F

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社栄徳

2 所在地

岡山県玉野市宇野一丁目一五番三二号一F

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一三八六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス夢ゆり草

2 所在地

岡山県総社市中央一丁目三番一五号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社おもてなし

2 所在地

岡山県総社市中央一丁目三番一五号

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一二二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年2月10日 岡山県公報 第11558号

◎岡山県告示第五十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市中区藤崎四四八―五

片岡 登

岡山市南区北浦三一〇

磯本 光明

二 加入区

岡山市

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

岡山市漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十六年二月十日から同月二十五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字奥坂四二七四―二、四二七四―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三五二九―八 プレジール早島B二〇二

中村 和樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二八三号

平成26年2月10日 岡山県公報 第11558号

〔六二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町地頭下六一八―六、六一八―一〇、六一八―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町地頭下六一八

小橋 正寛

三 許可番号

岡山県指令建指第三三三三号